



生活 バイロット

内であれば無条件で契約解除ができる。全額返金してもらえるクリングオフ制度。必ず書面で行うように、前回は書面通知の書き方を紹介しました。今回は訪問販売などの取引でも契約後、一定期間

内にあれば無条件で契約解除ができる。全額返金してもらえるクリングオフ制度。必ず書面で行うように、前回は書面通知の書き方を紹介しました。今回は訪問販売などの取引でも契約後、一定期間

クリーリングオフの期間

クリーリングオフ

【取引と期間】

クリーリングオフのできる取引と期間についての説明です。

【起算日】 基本的に契約書面が書面(ク

▼8日: ▽訪問販売

できる取引と期間

▼キヤッセールスな

ど店舗外での販売を含

む▽電話勧誘販売▽工

ステ、パソコン教室、

外国语教室、学習塾、

家庭教師、結婚相談所

この6業種は、契約

金額が5万円を超える

場合が対象) ▽訪問購

入(押し買い) = 業者一リングオフできるとが自家を訪ねて商品の買い取りを行う法▽内職商法 = 収入が得られると言つて、仕事をするための教材を買わせたり、登録料を支払わせる【訪問購入(押し買

い)の場合】期間内であれば消費者(売り主)

は、買い取り業者に対して商品の引き渡しを拒むことができます。

契約書面にクリーリングオフについての記載

がなかつたり、契約書

面自体を受け取っていない場合は、起算日が

発生せざるまでもクリーリングオフができない

ことがあります。また、業者から「クリーリングオフができない」「クリ

ングオフするな

どと脅されて手続き

ができなかつた場合

も、期間を過ぎてから

の解約は可能です。

▼手続きや書き方が

分からぬ場合や、ト

ラブルに遭うなど困

たときは、住まいの市

町村の消費生活相談窓

口やアイネス(県消費

生活センター)に相談

してください。(県消費

生活・男女共同参画ブ

ラザ=アイネス、☎097-534-0999

97-534-0999

▽消費生活相談電話